

尾北シニアネット 会則

平成 28 年 5 月 9 日改定

(名 称)

第1条

本会は、尾北シニアネットと称する。

(事 務 所)

第2条

本会は事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条

本会は、会員が情報技術能力を身につけ、情報技術を通して中高年の生きがいづくり、仲間づくりを推進するため、コミュニケーションの場や、学習教育環境などのプラットフォームを提供するとともに、会員が生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員のためのパソコン教室及び相談室の開催。
2. 自治体等からの要請に基づく市民対象のパソコン講習会の開催。
3. 社会参加に関する情報発信。
4. 会員の生き甲斐創生を支援する事業。

(会 員)

第5条

本会は第3条に掲げる目的に賛同する個人をもって組織する。

1. 会員の入会条件は特に定めない。
2. 会員として入会しようとするものは規定の入会申込書により申し込むものとする。
3. 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
4. 会員の資格喪失。
 - ①退会届の提出
 - ②本人が死亡
 - ③会費未納
 - ④除名された時

(サークル)

第6条

1. 会員の有志により本会の目的に沿う形で結成され、役員・サークル代表者会議で承認された下部組織をサークルと呼称する。
2. サークルは、代表者を決め役員・サークル代表者会に届け出し、持ち上がり制の

役員に加わるものとする。

3. サークルの運営については、サークル代表者を中心に自主的に行うものとする。

（役員）

第7条

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 会計補佐 1名（非常勤）
5. 運営役員 若干名
6. 監事 1名（非常勤）
7. 事務局 1名

（役員を選出）

第8条

1. 各役員は、各サークルより選出し総会において承認を受ける。
但し、サークル代表者の役員職としての交代者として、会員の中から募った候補者を推薦し、役員・サークル代表者会の承認を受け、役員として、総会で承認を受ける。以後、交代者は役員の持ち上がり制に加わる。
2. 運営役員は各部会の部会長、及び会の運営に意欲的な人材を会員から選出し、総会において承認を受ける
3. 事務局は会員の中から選出し総会において承認を受ける。

（役員の任期）

第9条

1. 役員の役職任期は1年とし、次の通常総会で交代する。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、事務局の再任は可とする。
2. 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
3. 会長・副会長・会計・会計補佐は各役職を持ち上がり制とし会長任期終了後は監事を務める事とする。

（役員の任務）

第10条

1. 会長は、本会を代表して会務を掌る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は不在時はその職務を代行する。
3. 会計は、会の入出金業務全般、出納簿の作成を担う。
4. 会計補佐は、会計を補佐する。
5. 運営役員は、PC 関連及びボランティア活動の運営を担う。
6. 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。
7. 事務局は、会員の入退会管理、アドレス変更、メーリングリストの管理など事務全般を担う。

(オブザーバー)

第11条

1. 本会に、若干名のオブザーバーをおくことができる。
任期は総会から次の総会までの1年間とし、再任は可とする。
2. オブザーバーは、役員・サークル代表者会の承認を得て会長が委嘱し、役員・サークル代表者会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(会 議)

第12条

本会の会議は、総会、役員・サークル代表者会及び運営委員会とする。

(総 会)

1. 総会は、総会出席会員をもって構成する。
2. 総会は、毎年4月に会長がこれを招集する。但し役員・サークル代表者会が特に必要と認めたときは、会長は臨時にこれを招集しなければならない。
3. 総会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - ①予算及び決算に関すること。
 - ②事業計画及び事業報告に関すること。
 - ③会則の変更に関すること。
 - ④その他本会の運営に関する重要な事項で、役員・サークル代表者会が必要と認めた事項に関すること。

(役員・サークル代表者会)

1. 会議の構成員は、第7条に規定するもの、及びサークル代表者をもって構成する。
(但し、監事を除く)。また、オブザーバーは任意出席とする。
2. 会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。
3. 会議の議長は、会長がこれに当たる。
4. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
5. 会議は、次の事項を協議する。
 - ①総会に付議すべき事項に関すること。
 - ②総会の議決した事項の執行に関すること。
 - ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員会)

1. 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
2. 運営委員会は、役員・サークル代表者会に付議する事項及び役員・サークル代表者会で提示された事項に関する事を協議・執行する。

(経 費 等)

第13条

1. 本会の経費は、入会金・会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。
2. 本会の運営に継続的に携わる者を「運営協力者」とし、運営協力者手当(年額)を支給する。

- ①運営協力者の範囲は、役員・サークル代表者会議で決定し、任期は総会から次の総会までの1年間とする。但し、別に定めのある場合を除き、再任は可とする
- ②手当の額は、役員・サークル代表者会議で決定し、年度予算に計上し、総会で承認を得る。
- ③支払い時期は、当年度末（3月31日）とする。但し、支払日以前に辞任した者には支払わない場合がある。

（事業年度）

第14条

1. 本会の事業年度（会計年度）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計報告は、監事の監査を受け、総会で承認を受ける。

（その他）

第15条

1. その他、この会則の施行にあたり必要な運営詳細については、別に定める内規による。内規は役員・サークル代表者会議で定めてこれに従う。
2. 万一、会則に定めのない事象が発生した場合は、役員・サークル代表者会議で決議、実行する。この場合、会則変更が必要となれば、次の総会で承認を受ける。

以上

附 則

1. 本会則は、平成28年5月9日に改定し、同日より施行する。
2. 本会の入会金は1,000円とする。
3. 会費は年額2,500円（平成28年度から）とし、別に定める期日までに納入するものとする。
但し、下半期（10月1日～翌年3月31日）の入会者の会費は、半額とする。
4. 会費を期日までに納付しなかった場合は退会したものとみなす。
ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。
5. 途中退会の場合、納付した会費の返金はしない。

主な改定履歴（平成28年5月9日）

1. 第6条、追加（サークル）
2. 第7条、事務局新設（27年度～）
3. 第8条、ほぼ全面改定
4. 第11条、顧問を廃止し、オブザーバーを新設（将来に向けて）
5. 第12条、総会開催月 5月→4月、役員会を「役員・サークル代表者会議」に変更
6. 第13条、第2項を追加（運営協力者手当）
7. 第14条、第2項を追加（会計報告）
8. 第15条、全文変更
9. 附則、第3項、会費2,000円→2,500円、但し書きを追加